

要望事項 (優先順位 6)

京都市伝統文化財指定の神社仏閣等の維持管理(保存)の指導や協力を要望します。

要 旨

- ・京都市伝統文化財指定：志古淵神社鳥居修理
- ・仏閣の仏像調査「各お寺の仏像管理調査」

当学区内には地域で管理している神社等が複数ありますが、老朽化や自然災害による損傷により修復が喫緊の課題となっています。

修復費用には、京都市や京都府の補助金制度を活用させていただいており、残りは地元で負担していますが、近年、多発する台風等により修復費用や回数が増加し、それに伴い地元負担も増加しており、非常に厳しい状況となっています。

地域の大切な財産である神社等を後世に守り続けていくとともに、これ以上、地域を疲弊させないためにも、今後も補助金制度を維持していただくようお願いします。

また、地域内にある仏閣の仏像管理調査をしていただくよう要望します。

回 答**(文化市民局)**

本市では、京都市文化財保護条例で指定又は登録の文化財について、文化財の所有者が実施される修理事業等に対して、指定の建造物であれば、事業費の2分の1以内、上限額1千万円を補助する制度があります。

志古淵神社(久多中の町)につきましては、本殿が市指定有形文化財(建造物)に指定されており、上記補助の対象となるほか、境内は市指定文化財環境保全地区に指定されていますので、境内地の保存に必要な修理事業等に対して事業費の2分の1以内、上限額300万円を補助する制度もございます。適宜調整させていただきながら、進めさせていただきます。

また、未指定文化財につきましても、「京都を彩る建物や庭園」制度により認定又は選定された建造物等については、所有者が実施される修理費用に対して、認定物件であり、かつ一般に公開されている物件であれば事業費の3分の1以内、上限額300万円を補助する制度があります。

災害においてですが、平成30年台風21号により、多くの京都市指定・登録の文化財や京都を彩る建物や庭園の物件が屋根や壁のき損、倒木等、大きな被害を受けました。この際は、補正予算により、被災した文化財等の復旧支援として予算額を増額し、修理等の支援をいたしました。

更に、令和3年度に創設した「Arts Aid KYOTO～京都市 連携・協働型文化芸術支援制度～」において、京都の重要な文化資源である文化財の保護のための事業を支援対象に追加することとしました。

これらの補助金制度は、文化財保護制度の根幹であると認識しており、厳しい財政状況の中ではありますが、今後も制度を維持していくよう努めます。

また、地域内にある仏閣の仏像管理調査につきましては、限られた専門の技師の体制で対応いたしますので、地域全体の調査を直ちに実施することは困難ですが、貴重な文化財ですので、適宜調整させていただきながら、進めさせていただきます。

御理解と御協力をお願いいたします。